

農業振興普及部だより みどりのこだま

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

第85号

平成29年9月1日発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL(0244)26-1150
FAX(0244)26-1169
E-mail : shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

第三者認証GAPを取得するには

JGAPなど第三者認証GAP（以下、「認証GAP」）に対する取引先からの期待の高まりや東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給などを見据え、JAや生産部会などで現在実践されている基礎GAPをレベルアップして、「整理整頓」や「生産履歴の記帳」、「農場内の点検と改善」等に取り組み、認証GAPの取得を目指しましょう。

1 認証GAP制度を理解する。

(1)研修会等に参加する。

現在、県内各地で研修会等が開催されており、そこではGAPの基礎や認証取得者の体験談等を聞くことができ、認証GAP制度への理解が深まります。さらに農林事務所に直接相談して疑問点を解決してください。

(2)JGAP指導員基礎研修を受講する。

指導員基礎研修は2日間にわたり、総合規則と120以上の審査項目について理解を深めることができます。研修受講後、指導員資格を取得することで、自らが指導員として農場の改善にあたることができます。これはGAP制度を理解するためには一番効果的な方法です。

2 認証GAPを取得する。

認証GAPには、主にJGAP（ジェイギャップ：日本GAP協会）、GLOBAL G.A.P（グローバルギャップ：FoodPLUS GmbH）、FGAP（エフギャップ：福島県）の3種類があります。どの認証を選択するかは取引先が求めるGAPを取得するようになります。認証取得までには半年～1年程度の期間を要します。申請は直接審査会社へ申し込むことになりますが、早めに連絡し審査の期日等について相談します。取得までの審査では、GAPへの取組状況について指摘を受け、改善策の検討及び実践を繰り返します。

3 認証GAP取得で得られる効果

すでにGAPに取り組む農場のアンケート調査結果では、認証GAP導入により「従業員の自主性の向上」、「販売先への信頼」、「資材の不良在庫の削減」等の経営改善の面で高い評価が得られています。また、販路拡大や輸出など販売の改善で効果が得られたと回答する農場もありました。

相双農林事務所農業振興普及部では第三者認証GAP取得を応援しています。



基本は整理整頓



研修会に参加してみましょう

秋の農作業安全運動 実施中

9月1日～10月31日は秋の農作業安全運動を推進しています。この期間は農作業が特に忙しくなる時期であり、それに伴って農作業事故も多く発生するおそれがあります。

①地域での「声のかけ合い」、②「日常点検」の実施、③「ゆとりを持った作業」を行うことで農作業事故が起こるリスクを確実に減らすことができます。

日頃の安全確認をしっかりと行い、農作業事故のない実り多い秋を目指しましょう。

避難指示解除後、初めての挑戦～小高区片草での小ギク栽培・出荷～

現在は場整備事業が行われている南相馬市小高区片草地区では、整備後の農地で何を作付するかが課題となっていました。

このように、片草地区は場整備推進委員は、農業総合センター浜地域農業再生研究センター（以下、再生研）が開催した「小ギク実証ほ現地検討会」に出席し、「自分たちでも小ギクの栽培ができるのではないか。」と考え、再生研と当農林事務所に具体的な栽培方法等について相談しました。

また、本格的な栽培に向け、ほ場整備推進委員が母体となって、「小菊生産プロジェクト部会」を平成29年1月に設立し、平成29年度から試験的に7aで栽培を始めました。

小ギクは、お盆向け3品種、お彼岸向け3品種を4月と5月にそれぞれ定植し、その後は摘心や土寄せ、病害虫防除を行い、7月25日に初出荷を迎えました。



部会員からは「初めての栽培で不安も大きかったが、無事出荷することができてうれしい。」といった喜びや、「害虫による被害が多く見られたことから、次年度は適期防除の徹底などにより秀品率を高めたい。」といった意欲的な声が聞かれました。

今後、「小菊生産プロジェクト部会」では法人設立も視野において、栽培面積の拡大や高品質な小ギク生産を目指していく意向です。

当農林事務所では、再生研、南相馬市、JAふくしま未来等と連携して、栽培に対する技術指導を強化するとともに、法人化についても支援を行って参ります。

飯館村で園芸品目の出荷が再開しました

飯館村産のサヤインゲンが本年7月19日に、宿根カスミソウが7月20日にそれぞれ出荷されました。村で生産した農産物が市場に出荷されたのは、震災後7年ぶりのことです。これまで当農林事務所では、村と連携し、福島再生加速化交付金を活用した園芸施設の導入やモニタリングの徹底を図るための研修会など開催してきましたが、園芸品目の生産復興に向け、引き続き営農再開や栽培技術指導などの支援を行って参ります。

<サヤインゲン>

震災前サヤインゲンは、村の主要品目で、約140名の農家が生産していました。JAふくしま未来飯館村インゲン部会長の末永瑞夫さんは、「震災で栽培できなくなったサヤインゲンを次世代に繋いでいきたい。」と、避難指示が解除された今年、いち早く再開しました。

避難が続いた村では、イノシシやニホンザルが増え、作付したサヤインゲンへの被害が予想されたことから、農業総合センター浜地域農業再生研究センターの鳥獣被害防止対策実証試験（電柵とワイヤーメッシュで囲んだ露地栽培と防虫ネット栽培）に取り組み、無事に出荷を迎えるました。

初出荷したサヤインゲンは、福島市の卸売市場に約20CS(2kg/CS)流通し、他产地のものより高値で取引されました。今、市場評価の高い飯館村産サヤインゲン復活への期待が高まっています。



<宿根カスミソウ>

震災前村では、夏季冷涼な気候を活かしてリンドウやトルコギキョウなどの花き栽培が盛んに行われていました。今年から花き産地の復興に向けた栽培が再開し、本県を代表する切り花「宿根カスミソウ」が7月20日に初出荷となりました。

出荷者の一人である高橋日出夫さんは、除染後農地で地力の低下が懸念されたことから、たい肥やヤシ殻などの土壤改良資材を投入するなど、土づくりに力を入れ5月上旬に定植しました。出荷後、高橋さんは「一度に開花したため、収穫が大変だったけど、再び、花を育てることができてうれしい。」と目を細めていました。

タマネギ機械化体系について

タマネギは大規模化・省力化のため機械化が進んでいますが、自らの栽培面積と作業に掛かる労力をよく想定してから導入する機械を検討する必要があります。今回は機械化体系を導入する上でどのような機械・施設が必要となるか全自動移植機を導入した体系について説明します。

- ①播種・育苗：全自動移植機で定植する場合、448 穴のセルトレイで育苗します。播種機の他、セルトレイが 10aあたり 50～60 枚程度(約 22000～26000 株)必要です。また、後述の乾燥と合わせて、パイプハウス等の施設整備も不可欠です(写真 1)。
- ②移植：全自動移植機は他作物への応用ができませんが、作業効率が優れており、歩行型で 10a 当たり約 90 分、乗用型で 10a あたり約 60 分での作業が可能です(写真 2)。

- ③栽培管理：栽培期間中は 2～3 回の除草剤散布と、アザミウマ類やベと病、軟腐病などの防除のため 10 日おき程度の農薬散布が必要となるため、ブームスプレーヤーの導入で労力を大きく軽減できます。

写真3



写真4



- ④収穫：根切り機、掘取り機(収穫機)でタマネギをほ場から起こし、ピッカーやハーベスターで拾い上げます。ピッカーやハーベスターにはプラスチックコンテナに収穫するものや鉄コンテナに収穫するもの、フレコンバックに収穫するものがあります(写真 3、4)。

- ⑤乾燥：大量のタマネギを一度に乾燥させるためには、鉄コンテナ等にタマネギを入れて、パイプハウス内で乾燥機(大型ファン等)を用いて乾燥させる必要があります(写真 5)。

より詳しい説明を聞きたい方は相双農林事務所農業振興普及部(担当: 西間木)までご相談ください。

写真1

写真2

写真3

写真4

写真5

写真6

飯館村で水田放牧の実証を行っています

原子力災害に伴う避難指示が解除された地域では、除染後農地の有効活用が求められています。そのような中で、水田放牧は、農地を有効に活用した営農再開手段の一つとして期待されています。

ただし、水田放牧を行う際は、放射性物質の家畜への移行が不安視されていることから、現在、水田放牧を取り入れたい生産者が、安心して営農再開できるように、県農業総合センターと当農業振興普及部が協力し、飯館村松塚地区の水田において、和牛 6 頭を放牧し、放牧期間中の健康状態、飼料摂取量、牛体の放射性物質動態などを調査しています。

放牧管理は、牛が自由に行動でき、ストレスが軽減され、繁殖雌牛の長命性や管理の省力化につながる大変有益な飼養管理方式です。

当農業振興普及部では、実証成果をもとに水田放牧を取り入れた再開支援をはじめ、省力技術の導入など、生産者の意向にあわせた支援を行っていきます。



第11回全国和牛能力共進会が開催されます

全国和牛能力共進会とは

和牛のオリンピックとも呼ばれ、全国から選りすぐりの和牛約 500 頭が一堂に会する一大イベントです。5 年に一度開かれるこの大会は、参加道府県が威信をかけて、改良の成果を競い合います。今年の大会は宮城県にて 9 月 7 日～11 日に開催され、本県の力強い復興の姿と福島牛のブランド力を全国へ発信する絶好の機会となります。

相双管内代表 佐藤一郎さん(相馬市・繁殖農家)

今大会に出品する佐藤一郎さんは、もともと飯館村の和牛繁殖農家ですが、震災後、相馬市の避難先で営農を続け、現在は繁殖牛約 40 頭を飼養しています。佐藤さんの管理する牛群は経営にとって有益な牛が揃い、継続して改良に取り組んだ結果が実を結び、本県代表として選ばれました。

当農業振興普及部では、肉用牛産地としての確固たる地位を強化するため、肉質など生産性の高い形質と長命連産性の改良による収益力の向上に向けて、引き続き技術支援を行って参ります。



平成29年産米の全量全袋検査について

皆様のご努力により、相馬地方の平成28年産米全量全袋検査は、平成26年産米、平成27年産米に続き、全て基準値以下でした。平成29年産米も、県産米の安全性確保のため、全量全袋検査を実施しますので、皆様には引き続きご理解とご協力を願いいたします。

<検査の対象は、「すべての米」です>

○出荷・販売する米、自家用の「飯米」、親戚などに配る「縁故米」、販売される「ふるい下米」など、県内で収穫されたすべての米が検査の対象です。

○ゴミ等の異物の混入が無いように調製した上で検査を受けてください。

○飼料用米も全量全袋検査の対象です。

○安全性が確認されたものでないと、出荷・販売はできません。

○平成29年産米から、測定下限値(25Bq/kg)以上スクリーニングレベル以下の値の米は、追加検査を行います。民間の分析機関のゲルマニウム半導体検出器で検査しますので、ご協力を願いします。

<平成29年産米バーコードラベルの色は、薄いピンクです>



1234567890123456
生産者：一、二、三、四、五、六、七、八
識別番号：1122-334-4556-67788
機器前にCO2を載せるラベル

平成29年度福島県米の全量全袋検査

●24年(白黒)、25年(濃いピンク)、26年(緑)、27年(オレンジ)
28年(紫)のラベルは、使用できません。

●バーコードラベルが貼付された米袋を再利用する場合は、古いバーコードを誤って読み込まないように、古いラベルの上に新しいラベルを重ねて貼るか、古いバーコードをマジック等で塗りつぶしてください。

●検査済証が貼付された米袋を再利用する場合は、マジック等で「×」を書き、抹消してください。

大豆・そば・麦類・雑穀のモニタリングについて

相馬地方で生産される大豆(青豆や黒豆を含む)・麦類・そば・その他雑穀類(小豆を含む)は、「品目」及び「地域」ごとに緊急時環境放射線モニタリングを実施し、安全性が確認された「品目」かつ「地域」のものでないと、出荷・販売はできません。

モニタリングの検体は、大豆等を生産されている方や、出荷先である直売所等に、相双農林事務所の職員が訪問するなどして採取します。

大豆等を出荷・販売する場合は、必ず最寄りの直売所等でモニタリングの結果を確認し、栽培された「地域」の出荷可能の可否を確認してから販売されますよう、御協力を願いします。

なお、平成29年産の「地域」の区分は、南相馬市や飯館村では、平成28年産とほぼ同様の、旧市町村単位ですが、相馬市や新地町は、現在の市町村単位となります。

表1 平成29年産大豆のモニタリング検体採取計画

モニタリング区分	新地町	相馬市	南相馬市			飯館村
			鹿島区	原町区	小高区	
営農制限	—	—	—	旧石神村 <帰還困難区域>	旧金房村 <帰還困難区域>	旧飯曾村 <帰還困難区域>
生産者ごとに1点以上	—	—	—	旧石神村 <旧居住制限区域> 旧太田村、旧大藪村、旧石神村 <旧避難指示解除準備区域>	旧金房村 <旧居住制限区域> 旧小高町 <旧避難指示解除準備区域>	旧大館村、旧飯曾村 <旧居住制限区域> 旧大館村、旧飯曾村 <旧避難指示解除準備区域>
旧市町村ごとに3点以上	—	—	—	—	旧金房村、旧福浦村 <旧避難指示解除準備区域>	—
現在の市町村ごとに3点以上	全域	全域	鹿島区(全域)、旧原町、旧高平村及び 旧太田村、旧大藪村並びに旧石神村で避難指示 区域に指定されたことがない地域で3点以上	—	—	—

表2 平成29年産そば及び麦類、雑穀(小豆を含む)のモニタリング検体採取計画

モニタリング区分	新地町	相馬市	南相馬市			飯館村
			鹿島区	原町区	小高区	
営農制限	—	—	—	旧石神村 <帰還困難区域>	旧金房村 <帰還困難区域>	旧飯曾村 <帰還困難区域>
生産者ごとに1点以上 (麦類は生産者ごとに ロットを検査)	—	—	—	旧石神村 <旧居住制限区域> 旧太田村、旧大藪村、旧石神村 <旧避難指示解除準備区域>	旧金房村 <旧居住制限区域> 旧小高町、旧福浦村、旧金房村 <旧避難指示解除準備区域>	旧大館村、旧飯曾村 <旧居住制限区域> 旧大館村、旧飯曾村 <旧避難指示解除準備区域>
現在の市町村ごとに1点以上	全域	全域	鹿島区(全域)、旧原町、旧高平村及び 旧太田村、旧大藪村並びに旧石神村で避難指示 区域に指定されたことがない地域で1点以上	—	—	—

※雑穀(小豆を含む)について、平成28年産までに検査実績のある地域で生産された品目は、モニタリングが必須ではありません。

【検査実績のある品目】

小豆：相馬市、南相馬市(旧避難指示区域及び避難指示区域を除く)及び新地町
アマランサス：南相馬市(旧避難指示区域及び避難指示区域を除く)